

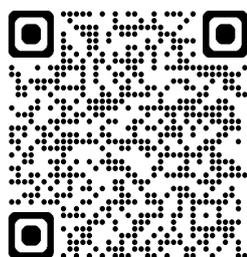
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

## 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み ～ 長期収載品の選定療養について ～

- **長期収載品の処方等又は調剤をする場合**は、医療上の必要がある場合等を除き、通常の一部負担金（1～3割）に加え、**特別の料金を徴収**していただきます。
- 長期収載品に比べて安価な**後発医薬品の推奨**をお願いします。
  - ◆ 後発医薬品のある先発医薬品のことを長期収載品と呼びます。
  - ◆ このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。対象品目はHPをご確認下さい。

### Q&A

#### Q1. 医療上の必要があると認められるのは、どのような場合ですか。

- A. 医師又は歯科医師において、次のようなケースで、長期収載品の処方等又は調剤をする医療上の必要があると判断する場合です。
- ① 長期収載品と後発医薬品で**薬事上承認された効能・効果に差異**がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
  - ② **その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用**があったり、先発医薬品との間で**治療効果に差異**があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
  - ③ **学会が作成しているガイドライン**において、長期収載品を使用している患者について**後発医薬品へ切り替えないことが推奨**されている場合
  - ④ **後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できない**などの場合（単に剤形の好みという理由では認められません。この場合の判断は薬剤師が行うこともできます）
- ※このほか、流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を徴収する必要はありません。

#### Q2. 国や地方単独の公費負担医療制度により一部負担金の助成を受けている患者が、使用感や味など、単にその好みから長期収載品を希望した場合は、特別の料金を徴収することになりますか。

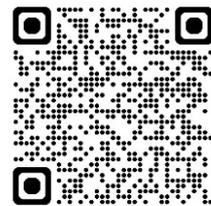
- A. 特別の料金を徴収することになります。

#### Q3. 生活保護を受給している患者が、単にその好みから長期収載品を希望した場合は、特別の料金を徴収することになりますか。

- A. 生活保護受給者である患者には、単にその嗜好から長期収載品を希望した場合であっても、後発医薬品を処方等又は調剤することとなります。そのため、特別の料金を徴収するケースは生じません。

制度の詳細について

※QRコードから厚生労働省  
HPの関連ページに  
アクセスできます。





## 明細書の発行について

---

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。



## オンライン資格確認を行う体制について

当院ではマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を整え、当院を受診する患者さんの薬剤情報、特定・高齢者健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことができるようになりました。

なお、健康保険証でもこれまでどおり受診可能です。詳しくは厚生労働省のWEBサイトをご覧ください。

保険証確認時には、保険証、マイナンバーカードのどちらかを受付窓口へご提示ください。

### ■医療情報取得加算について

当院では厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり医療情報取得加算を算定します。

初診時・・・1点  
再診時・・・1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。



## 医療DX推進体制整備について

当院では令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う、医療DX推進体制整備について下記のとおり対応を実施しています。

- 【1】 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求をおこなっています。
- 【2】 オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 【3】 オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等は、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
- 【4】 マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）に関して、院内ポスター掲示やお声がけを行っています。
- 【5】 電子処方箋の発行については、対応できるように準備をすすめております。今しばらくお待ちください。
- 【6】 電子カルテ情報共有サービスの活用については、対応できるよう準備をすすめております。今しばらくお待ちください。



# 後発医薬品・一般名処方のご案内

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）及び一般名処方の使用を推進するとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、後発医薬品での処方を行うことがあるほか、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした、「一般名処方」を行うことがあります。

特に一般名での処方は、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



**後発医薬品（ジェネリック医薬品）**とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。



**一般名処方**とは、「有効成分」を処方せんに記載することです。お薬の選択肢が増えることで、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるようになります。



## 救急外来を受診される患者様へ

### < 緊急度判定の実施について >

当院では、休日または夜間の時間帯に、重症者や緊急度の高い患者様が優先的に受診できるように、治療の優先順位を決定する作業を採用しております。

診察の順番が受付の順番と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

重症・緊急度の高い患者様への迅速な処置のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

**お待ち頂いている際に症状に変化があった場合には必ず看護師にお知らせください。**



## 外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に関する掲示

- 専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者様から電話等による緊急相談等に24時間対応できる体制を整備しています。
- 急変時等の緊急時に患者様が入院できる体制の確保を行っています。
- 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。